

緊急通行車両の確認に係る事前届出に関する規程

平成8年4月1日
公安委員会規程第4号

改正 平成9年3月公安委員会規程第1号

緊急通行車両の確認に係る事前届出に関する規程を次のように定める。

緊急通行車両の確認に係る事前届出に関する規程

(目的)

第1条 この公安委員会規程は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「令」という。）第33条第1項の規定に基づき、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認（以下「確認」という。）について、あらかじめ当該車両を届け出ること（以下「事前届出」という。）により、災害時の緊急通行車両の確認手続の省力化及び効率化を図り、災害応急対策活動の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この公安委員会規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する令第1条に規定する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 災害時 広島県又は広島県に隣接し、若しくは近接する地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合をいう。
- (3) 指定行政機関 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (5) 指定公共機関 日本電信電話株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (6) 指定地方公共機関 港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び広島県において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、広島県知事が指定するものをいう。

(事前届出の対象)

第3条 事前届出の対象とする車両は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がこれらに準ずる機関であると認めるもの（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は指定行政機関等が災害時に他の関係機関、団体等から借り受ける車両であること。

(事前届出者)

第4条 事前届出は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者又はその代行者が行うものとする。

(事前届出の手續)

第5条 事前届出は、別記様式の緊急通行車両事前届出書2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付して、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、公安委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出を受けた公安委員会は、提出された書類に不備がないと認めるときは、別記様式の緊急通行車両届出済証(以下「届出済証」という。)を届出者に交付するものとする。

(届出済証の再交付)

第6条 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。

(届出済証の返還)

第7条 公安委員会は、届出済証の交付を受けた車両が抹消登録されたとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還させるものとする。

(届出済証による確認手續)

第8条 公安委員会は、災害時に、届出済証の交付を受けた者から確認の申出があったときは、速やかに令第33条第2項に規定する標章及び証明書を交付するものとする。

(指定行政機関等に対する指導)

第9条 公安委員会は、指定行政機関等に対して、届出済証の交付を受けている車両の確認の方法、届出済証の再交付及び返還手續、届出済証の保管方法等についての指導を行うものとする。

(知事との調整)

第10条 公安委員会は、事前届出の実施に関して、広島県知事と必要な調整を図るものとする。

(本部長への委任)

第11条 この公安委員会規程の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この公安委員会規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月21日公安委員会規程第1号)

この公安委員会規程は、平成9年4月1日から施行する。

別記様式
(第5条関係)

<p style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>広島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 (電話) 氏名 印</p>		<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広島県公安委員会 印</p>						
番号標に標示されている番号	<p>(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して確認証明書及び標章の交付を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、広島県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。</p> <p>(1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 緊急通行車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。</p> <p>4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。</p>							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）								
<table border="1"> <tr> <td>使用者</td> <td>住所</td> <td>() 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> </table>			使用者	住所	() 局 番		氏名	
使用者			住所	() 局 番				
	氏名							
出 発 地								
<p>(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。</p>								

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。